

## 宇都宮市地域防災計画（見直し素案）に関するパブリックコメントについて

### 1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

平成24年 12月4日（火）～ 12月26日（水）

(2) 意見の応募者数・件数

3名（6件）

(3) 提出方法の内訳

	郵送	F A X	Eメール	持参	電話	計
人数	1		1	1		3

### 2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>昨年の震災で避難所が開いていない場所があったと聞いているが、非常時にはすぐに開設することが重要である。</p> <p>（他に1件同内容の意見有り）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案（震災編 P121）に、避難者や帰宅困難者が多数発生した場合には、一時避難場所、避難所に指定されている施設の管理者が施設を速やかに開設することを盛り込んだところです。</li> <li>速やかに被災者支援を実施できるよう、計画案（震災編 P62, P123）に、地域住民の協力のもと、一時的・緊急的に避難者を受け入れる「備蓄避難所」の仕組みを盛り込んだところです。</li> </ul>
2	<p>災害時に情報が不足することが一番困る。市からはなるべく多く、災害に関する情報を提供してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報を市民に迅速・確実に伝達することは大変重要と考えており、計画案（震災編 P41～44, 114, 149～151）にMCA無線配備による庁内の情報伝達体制の整備や、複数の情報伝達手段（緊急速報メール、登録制メール配信サービス、テレビのデータ放送、ホームページ等）を用いた市民への情報提供について盛り込んだところです。</li> <li>計画案（震災編 P60）に、各地域自治センター等は地域防災拠点として、必要な情報の発信・収集を重点的に担うことを盛り込んだところです。</li> </ul>
3	<p>自分は昨年の震災時に避難所の運営を手伝ったことがあるが、スムーズに避難所生活を送るためには、避難者同士が助け合うことが重要だと感じた。計画に避難者の役割等を記載してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案（震災編 P123）や「避難所開設・運営マニュアル」に、避難所の運営は避難者、ボランティア等の自主的活動を原則とすることを盛り込んだところです。</li> <li>更に計画案（震災編 P123, P125）に、避難者は自主的に秩序ある共同生活を送ることや、相互扶助の精神により、避難者名簿の作成や物資の受入・配給など避難所運営に協力するよう努めることを盛り込みます。</li> </ul>

4	<p>昨年の震災では、本市にも福島県から多くの方が避難してきた。今後も首都直下や東海地震等が心配されており、県外避難者対策を強化すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画案（震災編P127～129）に「県外からの避難者対策」として、県外避難者の受入れや避難者支援等を記載するとともに、災害対策基本法の改正を受け、市域・県域を越えた避難及び避難者受入れを想定した「広域一時滞在」について盛り込んだところです。</li> <li>・ 「広域一時滞在」については、県や避難先・避難元の自治体との協議の流れ等について、よりわかりやすくなるよう記載を改めます。</li> </ul>
5	<p>放射能対策として、乳幼児や児童のためにヨウ素剤の備蓄が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年10月31日に、国の「原子力規制委員会」が原発事故への対応を定めた指針を策定し、更に継続してヨウ素剤投与の判断基準等について検討を進めており、本市としても、国・県の動きを注視し対応してまいります。</li> </ul>